

『專利審査指南』改訂対照表

『專利審査指南』 (2024年1月20日より施行)	『專利審査指南』 (2026年1月1日より施行)
第一部分第一章 4. 1. 2 発明者 専利法実施細則第十四条は、発明者とは発明創造の実質的特徴に対して創造的貢献をした者を指すと規定している。専利局の審査手続きにおいて、審査官は願書に記載された発明者がこの規定に適合するか否かについて審査を行わない。 発明者は個人でなければならず、願書には事業体またはグループ、および人工知能名を記載してはならない。例えば、「××プロジェクトチーム」または「人工知能××」などを書いてはならない。 	第一部分第一章 4. 1. 2 発明者 専利法実施細則第十四条は、発明者とは発明創造の実質的特徴に対して創造的貢献をした者を指すと規定している。虚偽の発明者を記載してはならない。専利局の審査手続きにおいて、審査官は願書に記載された発明者がこの規定に適合するか否かについて通常審査を行わない、ただし、願書に記載された発明者が当該規定に適合しないことを示す証拠がある場合、その限りではない。 発明者は個人(即ち自然人)でなければならず、願書にはすべての発明者の身元情報を記載しなければならない。願書には事業体またはグループ、および人工知能名を記入してはならない。例えば、「××プロジェクトチーム」または「人工知能××」などを書いてはならない。
第一部分第一章 4. 1. 6 専利代理機関、専利代理師 専利代理機関の名称は国家知識産権局に登録された全称を使用しなければならず、かつ出願書類における専利代理機関の社印名称と一致しなければならず、略称や略語を使用してはならない。願書には、国家知識産権局が当該専利代理機関に付与した機関コードも記入しなければならない。 	第一部分第一章 4. 1. 6 専利代理機関、専利代理師 専利代理機関の名称は国家知識産権局に登録された全称を使用しなければならず、かつ出願書類における専利代理機関の社印名称と一致しなければならず、略称や略語を使用してはならない。願書には、国家知識産権局が当該専利代理機関に付与した機関コードも記入しなければならない。専利代理機関は願書に記載されている出願人の身分情報と連絡先を確認しなければならない。 専利代理機関または専利代理師が自己の名義で専利出願をし、または専利権の無効を宣告するよう請

第一部分第一章 6. 2. 1. 2 優先権主張声明 複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先の出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が当該先の出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に符合しない場合、当該優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。	求する場合、「専利代理条例」に基づき処理する。 第一部分第一章 6. 2. 1. 2 優先権主張声明 複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先の出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が当該先の出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に符合しない場合、当該優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。 分割出願の元の出願で優先権を主張しているものの、出願人が分割出願時に願書でその優先権を主張しなかった場合、その分割出願は優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。
6. 2. 2. 2 優先権主張声明 複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先の出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に符合しない場合、当該優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。	6. 2. 2. 2 優先権主張声明 複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先の出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない、期間内に応答しない場合又は補正しても規定に符合しない場合、当該優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。 分割出願の元の出願で優先権を主張しているものの、出願人が分割出願時に願書でその優先権を主張しなかった場合、その分割出願は優先権を主張していないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

第二部分第一章 4. 4 動物及び植物の品種 動物及び植物は生きている物体である。専利法第二十五条第一款第(四)項の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することでしか生存を維持できない生物をいう。専利法でいう植物とは、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生存を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができ、例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。 ……	い。 第二部分第一章 4. 4 動物及び植物の品種 動物及び植物は生きている物体である。専利法第二十五条第一款第(四)項の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することでしか生存を維持できない生物をいう。専利法でいう植物品種とは、人工的な選抜育種または発見を経て改良され、形態的特徴と生物学的特性が一致し、遺伝的形質が比較的安定している植物集団をいう。光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生存を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができ、例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。 ……
第二部分第三章 6. 2. 2 一件の専利出願と一つの専利権の処理 …… ただし、同一出願人が同日(出願日だけを指す)に同様の発明創造について、実用新案と特許の両方を出願しており、先に取得した実用新案権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合、特許出願の補正を行うほか、実用新案権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の特許出願を審査する過程において、当該特許出願が権利付与のその他の条件に符合しているのであれば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならない。出願人が付与された実用新案権の放棄を選択した場合、審査意見通知書の応答時に、実用新案権を放棄する旨の	第二部分第三章 6. 2. 2 一件の専利出願と一つの専利権の処理 …… ただし、同一出願人が同日(出願日だけを指す)に同様の発明創造について、実用新案と特許の両方を出願しておりいる場合、専利法実施細則第四十七条の規定に基づき、出願時にそれぞれ同じ発明創造に対して別の専利出願をしたことを説明しなければならない。 説明がない場合、専利法第九条第一款に規定されている同一の発明創造に対しては一つの専利権のみを付与するに従って処理する。説明がある場合、特許出願の審査において拒絶理由が見つからないときは、出願人に対し所定の期間内に実用新案権の放棄を宣言するよう通知しなければならない。出願人が

書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に符合しているが、まだ権利付与されていない特許出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案権が特許権の授与公告日より消滅する旨を明記しなければならない。	放棄を宣言した場合、特許権を付与する決定を行い、特許権付与の公告と同時に出願人の実用新案権放棄宣言を公告するものとする。出願人が放棄に同意しない場合、当該特許出願を拒絶するものとする。出願人が期限までに回答しない場合、当該特許出願は取り下げられたものとみなす。先に取得した実用新案権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合、特許出願の補正を行うほか、実用新案権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の特許出願を審査する過程において、当該特許出願が権利付与のその他の条件に符合しているのであれば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならない。 出願人が付与された実用新案権の放棄を選択した場合、審査意見通知書の応答時に、実用新案権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に符合しているが、まだ権利付与されていない特許出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案権が特許権の授与公告日より消滅する旨を明記しなければならない。
第二部分第四章 6. 4 保護を求める発明に対する審査 発明が進歩性を有するか否かは、保護を求める発明を対象としており、そのため、発明の進歩性に対する評価は、請求項が限定する技術案に対して行わなければならない。 発明が従来技術に対して貢献している技術的特徴、例えば、発明に予期できない技術的效果をもたらす技術的特徴、又は発明が技術的偏見を克服するのを体現する技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでない限り、明細書に記載があっても、発明の進歩性の評価時に考慮しない。なお、進歩	第二部分第四章 6. 4 保護を求める発明に対する審査 発明が進歩性を有するか否かは、保護を求める発明を対象としており、そのため、発明の進歩性に対する評価は、請求項が限定する技術案に対して行わなければならない。進歩性を判断する際は、請求項で限定された技術案全体を評価対象とすべきであり、すなわち技術案全体が進歩性を有するか否かを評価するのであって、特定の技術的特徴が進歩性を有するか否かを評価するのではない。 発明が従来技術に対して貢献している技術的特徴、例えば、発明に予期できない技術的效果をもたら

性の判断は、請求項が限定している技術案全体に対して評価を行わなければならない、つまり、特定の技術的特徴が進歩性を有するか否かを評価するのではなく、技術案が進歩性を有するか否かを評価する。	す技術的特徴、又は発明が技術的偏見を克服するのを体現する技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでない限り、明細書に記載があっても、発明の進歩性の評価時に考慮しない。なお、進歩性の判断は、請求項が限定している技術案全体に対して評価を行わなければならない、つまり、特定の技術的特徴が進歩性を有するか否かを評価するのではなく、技術案が進歩性を有するか否かを評価する。技術的問題の解決に貢献していない特徴は、請求項に記載されていても、通常、技術案の進歩性に影響を与えるものではない。 【例】 カメラに関する発明であって、発明が解決しようとする技術的問題は如何により柔軟なシャッター制御を実現するかであり、この技術的問題はカメラ内部の関連機械構造と回路構造を改善することによって実現される。審査官が請求項が進歩性を備えていないと指摘した後、出願人は請求項にカメラケースの形状、ディスプレイの大きさ、電池室の位置などを含む特徴を追加した。明細書には、請求項に新たに追加された特徴が前記技術的問題の解決に何ら関連することは記載されておらず、これらの新たな特徴は、請求項の主題自体に暗黙的に含まれている一般的な構成要素であるか、あるいは、当業者がその一般的な技術的知識と一般的な実験手段に基づいて得られるものであり、出願人は、これらの技術的特徴が保護を求める技術案にさらなる技術的效果をもたらすことを証明する証拠を提供していないか十分な理由を説明していないので、上記の技術的特徴は前記の技術的問題の解決に貢献せず、保護を求める技術案に進歩性をもたらすものではない。
第二部分第九章 6. アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願の審査関連規定	第二部分第九章 6. 人工知能、ビッグデータ等を含むアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願の審査関連規定

第二部分第九章 6. 1 审查基準 審査は、保護を求める解決案、つまり、請求項が限定する解決案に対して行わなければならない。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を1つの全体とし、関連する技術的手段、解決しようとする技術的問題及び得られる技術的效果に対して分析を行わなければならない。	第二部分第九章 6. 1 审查基準 審査は、保護を求める解決案、つまり、請求項が限定する解決案に対して行わなければならないない、必要に応じて明細書の内容に対しても審査を行うべきである。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を1つの全体とし、関連する技術的手段、解決しようとする技術的問題及び得られる技術的效果に対して分析を行わなければならない。
6. 1. 1 専利法第二十五条第一款第(二)項に基づく審査 6. 1. 2 専利法第二条第二款に基づく審査 6. 1. 3 新規性と進歩性の審査	6. 1. 1 専利法第五条第一款に基づく審査 アルゴリズムの特徴またはビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願について、データ収集、ラベル管理、規則設定、推奨決定などの内容に法律、社会公德に違反する、または公共の利益を害する内容が含まれる場合、専利法第五条第一款の規定により、専利権を付与することはできない。 6. 1. 1 6. 1. 2 専利法第二十五条第一款第(二)項に基づく審査 6. 1. 2 6. 1. 3 専利法第二条第二款に基づく審査 6. 1. 3 6. 1. 4 新規性と進歩性の審査
第二部分第九章 6. 2 审查例 以下は、前述の審査基準に基づいた、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願の審査例である。	第二部分第九章 6. 2 审查例 以下は、前述の審査基準に基づいた、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願の審査例である。 (1) アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願が、法律、社会公德に反し、または公共の利益を害するものである場合、専利権を付与することはできない。 【例1】

	「ビッグデータに基づく商業施設内のマットレス販売支援システム」 出願内容の概要 特許出願の解決案は、ビッグデータに基づく商業施設内のマットレス販売支援システムであって、カメラモジュールと顔認識モジュールを通じて、顧客の顔の特徴情報を収集し、顧客の身元情報を識別し、収集した情報をデータ分析して、顧客のマットレスに対する真の嗜好を評価することで、業者の正確なマーケティングを支援するものである。 出願の請求項 マットレス展示設備と管理センターとを含むビッグデータに基づく商業施設内のマットレス販売支援システムであって、 前記マットレス展示設備は、マットレス製品の展示と販売を支援し顧客データを収集するための制御モジュールと情報収集モジュールとを含み、前記制御モジュールは、前記管理センターとデータ送受信を行うものであり、前記情報収集モジュールは、カメラモジュールと顔認識モジュールとを含み、顧客の顔の特徴情報を収集し、キーポイント検出アルゴリズムを用いて顔の姿勢を調整し正規化された人の顔画像を取得し、当該正規化された人の顔画像に対して顔検出アルゴリズムにより識別対象の顔領域を特定し、主成分分析法と組み合わせて顔領域内の顔特徴を抽出することにより、顧客の身元情報を取得し、 前記管理センターは、管理サーバと分析支援システムとを含み、前記管理サーバは、複数のマットレス展示設備を管理し、前記分析支援システムは、顧客の身元識別情報に基づいてマットレス展示設備で収集したデータ分析を利用して顧客の真の嗜好を分析し、分析結果を管理センターにフィードバックする、ことを特徴とするマットレス販売支援システム。 分析および結論 『中華人民共和国個人情報保護法』の関連条項によれば、公共の場所において画像収集装置や個人身
--	---

	元識別装置を設置する場合には、公共の安全を維持するために必要であること、国家の関連規定を遵守すること、ならびに明確な掲示を行うことが求められている。また、収集された個人の画像や身元識別情報は、公共の安全を維持する目的のみに使用されなければならない、他の目的に使用することはできない。ただし、個人の個別的な同意を得た場合、その限りではない。 当該発明が保護を求める解決策から明らかなように、画像収集と顔認識技術をショッピングモールなどの商業施設でマットレスの正確なマーケティングに用いることは、公共の安全維持には必要ではない。さらに、顧客のマットレスに対する真の嗜好を取得・分析するため、顧客の顔情報を収集し身元識別情報を取得する行為は、明らかに顧客が気付かない状況下で行われており、出願においてもデータ取得や情報収集の合法性・適法性が示されていない。したがって、本発明は法律に違反しており、専利法第五条第一款の規定に基づき、専利権を付与することはできない。 【例2】 「自動運転車両の緊急時意思決定モデルの構築方法」 出願内容の概要 特許出願の解決案は、自動運転車両における緊急時意思決定モデルを構築する方法であり、歩行者の性別および年齢を障害物データとして用い、訓練済みの意思決定モデルによって、回避が不可能な状況下におけるの保護対象および衝突対象を判別する方法である。 出願の請求項 自動運転車両における緊急時意思決定モデルの構築方法であって、 自動運転車両の歴史環境データおよび歴史障害物データを取得し、前記歴史環境データは、車両の走行速度、所在車線上の障害物との距離、隣接車線上の障
--	---

(1) 專利法第二十五條第一款第(二)項の範圍内	害物との距離、所在車線上の障害物の移動速度および移動方向、隣接車線上の障害物の移動速度および移動方向を含み、前記歴史障害物データは、歩行者の性別および年齢を含むこと、 前記歴史環境データおよび歴史障害物データに対して特徴抽出を行い、これを意思決定モデルの入力データとし、障害物を回避できない場合の車両の歴史走行軌跡を意思決定モデルの出力データとし、歴史データに基づき、前記意思決定モデルを訓練し、前記意思決定モデルはディープラーニングモデルであること、及び、 リアルタイム環境データとリアルタイム障害物データを取得し、自動運転車両が障害物を回避できない状況に遭遇した場合、訓練済みの意思決定モデルを用いて自動運転車両の走行軌跡を決定すること、 を含むことを特徴とする自動運転車両における緊急時意思決定モデルの構築方法。 分析と結論 本発明は、自動運転車両における緊急時意思決定モデルの構築方法に関するものである。人の生命は、その年齢や性別に関わらず、等しい価値と尊厳を有し、自動運転車両の緊急時意思決定モデルにおいて、回避不能な事故の際に歩行者の性別や年齢を基に保護対象および衝突対象を選択することは、「生命の前において人は平等である」とする公衆の倫理的・道徳的価値観に反する。さらに、このような意思決定方式は、社会に存在する性別や年齢に対する偏見を助長し、公共の移動に対する安全性への懸念を生じさせ、科学技術および社会秩序に対する公衆の信頼を損なう恐れがある。 したがって、本発明は社会公德に反する内容を含むものであり、專利法第五條第一款の規定に基づき、專利權を付与することはできない。 (1) (2) 專利法第二十五條第一款第(二)項の範圍内に属する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願は、專利保護
---------------------------------	---



に属する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願は、専利保護の対象に該当しない。 【例 1】 数理モデルを構築する方法 (2) 技術的問題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を得る、アルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願は、専利法第二条第二款に規定する技術案に該当するため、専利保護の対象に該当する。 【例 2】 畳み込みニューラルネットワークモデルのトレーニング方法 【例 3】 シェアリング自転車の使用方法 【例 4】 ブロックチェーンノード間の通信方法及び装置 【例 5】 ディープニューラルネットワークモデルのトレーニング方法 【例 6】 電子チケットの使用傾向の分析方法 【例 7】 ナレッジグラフ推測方法 (3) 技術的問題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、又は技術的效果を得ていないアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願は、専利法第二条第二款に規定	の対象に該当しない。 【例 1】 【例 3】 数理モデルを構築する方法 (2) (3) 技術的問題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を得るアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願は、専利法第二条第二款に規定する技術案に該当するため、専利保護の対象に該当する。 【例 2】 【例 4】 畳み込みニューラルネットワークモデルのトレーニング方法 【例 3】 【例 5】 シェアリング自転車の使用方法 【例 4】 【例 6】 ブロックチェーンノード間の通信方法及び装置 【例 5】 【例 7】 ディープニューラルネットワークモデルのトレーニング方法 【例 6】 【例 8】 電子チケットの使用傾向の分析方法 【例 7】 【例 9】 ナレッジグラフ推測方法 (3) (4) 技術的問題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、又は技術的效果を得ていないアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願は、専利法第二条第二款に規定する技術案に該当しないため、専利保護の対象には該当しない。 【例 8】 【例 10】
--	---

する技術案に該当しないため、専利保護の対象には該当しない。 【例 8】 消費キャッシュバックの方法 【例 9】 電力使用特徴に基づいた経済景気指標の分析方法 【例 10】 金融商品の価格予測方法 (4) 進歩性の審査を行う際は、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴の、技術案に対する貢献を考慮しなくてはならない。 【例 11】 マルチセンサ情報に基づいたヒューマノイドロボットの転倒状態の検出方法 【例 12】 協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボットチャンネル計画システム 【例 13】 物流配送方法 【例 14】 動的見解推移の可視化方法 【例 15】 ニューラルネットワークパラメータを適用させるための方法	消費キャッシュバックの方法 【例 9】 【例 11】 電力使用特徴に基づいた経済景気指標の分析方法 【例 10】 【例 12】 金融商品の価格予測方法 (4) (5) 進歩性の審査を行う際は、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴の、技術案に対する貢献を考慮しなくてはならない。 【例 11】 【例 13】 マルチセンサ情報に基づいたヒューマノイドロボットの転倒状態の検出方法 【例 12】 【例 14】 協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボットチャンネル計画システム 【例 13】 【例 15】 物流配送方法 【例 14】 【例 16】 動的見解推移の可視化方法 【例 15】 【例 17】 ニューラルネットワークパラメータを適用させるための方法 【例 18】 「船舶の数を識別する方法」 出願内容の概要 特許出願では、船の画像データを取得し、ディープラーニングによって検出データモデルを訓練するこ
--	---

	とで、現在の海域における船数を正確に識別する技術的問題を解決する船数識別方法を提案した。 出願の請求項 船舶の数を識別する方法であって、 船舶の画像データセットを取得し、当該データセット内の画像情報に対して前処理を行い、画像情報において船舶の位置および境界情報をマーキングし、前記データセットを訓練用データセットおよびテスト用データセットに分別すること、 前記訓練用データセットを用いてディープラーニングを実行し、訓練モデルを構築すること、 前記テストデータを前記訓練モデルに入力して訓練することにより、船舶のテスト結果データを得ること、及び、 前記船舶のテスト結果データに予設した誤差パラメータを乗算して、実際の船舶数を算出すること、 を含むことを特徴とする、船舶の数を識別する方法。 分析と結論 引用文献 1 では、樹上の果実の数を識別する方法が開示されており、具体的には、画像情報の取得、画像上の果実の位置と境界のラベル付け、データセットの分別、モデルの訓練、及び実際の果実の数を決定するステップが開示されている。 特許出願の解決案と引用文献 1 との区別は、識別対象が異なる点のみである。船舶と果実自体は外観、体積、存在環境などの点で違いがあるが、当業者にとって、実際の数を識別するために必要な情報ラベル、データセットの分別、モデル訓練などのステップは、すべて画像上の識別対象の位置関係を対象にしており、請求項にも、識別対象が異なることにより、ディープラーニングやモデル訓練の過程で訓練方法やモデル階層などに変更が加えられたことは示されていない。画像上の船舶データにラベルを付けることと、画像上の果実データにラベルを付けて訓練用のデータセットを得て、モデル訓練を行うこととは、ディ
--	---

	プラーニング、モデル構築や訓練過程などにおいて調整や改善がなされていない。従って、保護を求める技術案は進歩性を備えていない。 【例 19】 廃鋼鉄の等級分類用ニューラルネットワークモデルを構築する方法 出願内容の概要 廃鋼鉄は収集および保管時に、鋼材の平均寸法に基づいて等級进行分类する必要があるが、実際には雑然と積み重ねられて保管されるため、目視による寸法測定および等級判定は効率が低く、分類精度も十分ではない。本発明は、廃鋼鉄の等級分類用ニューラルネットワークモデルを構築する方法を提供するものであり、畳み込みニューラルネットワークを用いて学習を行い、等級分類の出力を有する等級分類用ニューラルネットワークモデルを構築することで、廃鋼鉄の等級分類における効率および精度を向上させることができる。 出願の請求項 廃鋼鉄の等級分類ニューラルネットワークモデルを構築する方法であって、前記モデルは収集保管された廃鋼鉄を等級分類するために使用されるものであり、 複数の画像を取得し、複数の画像の異なる廃鋼鉄の等級を特定し、前記画像に対して前処理を行い、異なる等級に対応する画像データ特徴を抽出し、抽出した異なる等級の画像データ特徴に対して畳み込みニューラルネットワークによる学習を実行して、等級分類の出力を有する等級分類ニューラルネットワークモデルを形成し、 前記画像データ特徴の抽出は、画像の画面ピクセルマトリックスデータに対して畳み込みニューラルネットワークの畳み込み計算の集合を行って抽出し、畳み込み層または畳み込み層にプーリング層を加えて構成された複数のチャンネルの出力集合により、画像における物体の色、エッジ特徴とテクスチャ
--	---

	特徴の抽出、および画像における物体のエッジ、テクスチャ間の関連特徴の抽出を実現することを含み、 ここで、前記画像における物体の色、エッジ特徴の抽出は畳み込み層にプーリング層を加えてなる3つのチャンネルの集合出力によって実現され、左から右への第一チャンネル一層プーリング層、第二チャンネル二層畳み込み層及び第三チャンネル四層畳み込み層を含み、前記画像におけるテクスチャ特徴の抽出は、前記画像における物体の色、エッジ特徴の抽出結果を集合させた後、畳み込み層からなる3つのチャンネルの出力集合によって実現され、左から右への第一チャンネル0畳み込み層、第二チャンネル二層畳み込み層及び第三チャンネル三層畳み込み層を含み、 前記エッジ、テクスチャ間の関連特徴を抽出した畳み込み層計算のチャンネル数は、画像における物体の色、エッジ、テクスチャ特徴を抽出した畳み込み層計算チャンネル数より大きい、 ことを特徴とする、廃鋼鉄の等級分類ニューラルネットワークモデルを構築する方法。 分析と結論 引用文献1は、再生資源の供給源が複雑で種類が多く、材質の違いが大きく、廃鋼鉄が材料豆、プレス残材、パン鉄またはその他の種類に分類されることを正確に識別して、再生資源の回収利用率を向上させる必要があるという問題を解決するために、畳み込みニューラルネットワークモデルに基づく廃鋼鉄の種類の識別方法を提供し、具体的には、既知の廃鋼鉄の種類を特定した複数の画像データを取得し、その画像データを前処理して特徴抽出を行い、畳み込みニューラルネットワークを用いて訓練し、製品モデルを取得する関連ステップを開示している。 特許出願の解決案と引用文献1との区別は、訓練のデータと抽出の特徴が異なり、畳み込み層とプーリング層のチャンネル数と階層設定も異なる点にある。引用文献1に対して、本発明が実際に解決しよう
--	--

	する技術的問題は、如何に廃鋼鉄等級分類の正確性を高めるかであると確定できる。 引用文献1は、種類が確定している廃鋼鉄の画像データを用いて特徴抽出を行い、モデル訓練を行うものであるが、本特許出願は、廃鋼鉄の平均寸法に基づいて等級分けを行うため、雑然と積み重ねられた廃鋼鉄の画像から廃鋼鉄の形状、厚みを識別し、画像における廃鋼鉄の色、エッジ、テクスチャなどの特徴を抽出するために、モデル訓練の過程で畳み込み層とプーリング層のチャンネル数や階層設定などに対していずれも調整を行う。上記アルゴリズムの特徴と技術的特徴は、機能上互いにサポートし合い、相互作用関係が存在し、廃鋼鉄等級分類の正確性を高めることができるので、上記のアルゴリズムの特徴の技術案に対する貢献を考慮すべきである。上記畳み込み層とプーリング層のチャンネル数と階層設定に対して調整を行う等の内容は、他の引用文献には開示されておらず、本分野の周知技術でもなく、従来技術全体として、上記引用文献1に対して改良を行って、特許出願の技術案を得る示唆もないので、保護を求める発明技術案は進歩性を備える。
第二部分第九章 6. 3 明細書と請求の範囲の記載 6. 3. 1 明細書の記載 アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願の明細書は発明がその技術的問題を解決するために採用する解決案を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決案が技術的特徴を含むのであれば、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴をさらに含んでいてもよい。 	第二部分第九章 6. 3 明細書と請求の範囲の記載 6. 3. 1 明細書の記載 アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴を含む特許出願の明細書は発明がその技術的問題を解決するために採用する解決案を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決案が技術的特徴を含むのであれば、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法の特徴をさらに含んでいてもよい。人工知能モデルの構築や訓練に関わる場合、通常モデルに必要なモジュール、階層、または接続関係、訓練に必要な具体的なステップ、パラメータなどを明細書に明記する必要がある。具体的な分野やシーンでの人工知能のモデルやアル

	ゴリズムの適用に関わる場合、通常、モデルやアルゴリズムが具体的な分野やシーンとどのように結びつくのか、アルゴリズムやモデルの入出力データはどのように設定されその内在的な関連関係を示すのかなどを明細書に明記する必要がある、当業者が明細書に記載されている内容に従って、当該発明の解決案を実現することができるようにする。
第二部分第九章 6. 3. 2 請求の範囲の記載 	第二部分第九章 6. 3. 2 請求の範囲の記載 6. 3. 3 審査例 【例20】 「人の顔の特徴を生成する方法」 出願内容の概要 特許出願は、空間変換ネットワークを備えた第一畳み込みニューラルネットワークで生成された特徴領域画像集合をし、各第二畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有を実現することで、メモリ資源の占有を低減するとともに、人の顔画像生成結果の精度を向上させることができる。 出願の請求項 人の顔の特徴を生成する方法であって、 識別対象の人の顔画像を取得すること、前記識別対象の人の顔画像を、第一畳み込みニューラルネットワークに入力し、前記識別対象の人の顔画像の特徴領域画像の集合を生成し、ここで、前記第一畳み込みニューラルネットワークは、人の顔画像から特徴領域画像を抽出するためのものであること、 前記特徴領域画像の集合中の各特徴領域画像を、対応する第二畳み込みニューラルネットワークに入力して、当該特徴領域画像の領域人顔特徴を生成し、ここで、前記第二畳み込みニューラルネットワークは、対応する特徴領域画像の領域人顔特徴を抽出するためのものであること、 前記特徴領域画像の集合中の各特徴領域画像の領

	域人顔特徴に基づいて、前記識別対象の人の顔画像の人顔特徴集合を生成すること、 ここで、前記第一畳み込みニューラルネットワークは、人の顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークをさらに備えていること、および、 前記識別対象の人の顔画像を第一畳み込みニューラルネットワークに入力し、前記識別対象の人の顔画像の特徴領域画像の集合を生成することには、前記識別対象の人の顔画像を前記空間変換ネットワークに入力し、前記識別対象の人の顔画像の特徴領域を決定するステップ、及び、前記識別対象の人の顔画像を前記第一畳み込みニューラルネットワークに入力し、決定された特徴領域に基づいて、前記識別対象の人の顔画像の特徴領域画像の集合を生成するステップが含まれること、 を含む、人の顔の特徴を生成する方法。 明細書の関連する段落 本願の実施例が提供する人の顔の特徴を生成する方法は、まず、取得した識別対象の人の顔画像を第一畳み込みニューラルネットワークに入力することで、識別対象の人の顔画像の特徴領域画像の集合を生成することができる。第一畳み込みニューラルネットワークは、人の顔画像から特徴領域画像を抽出するために用いられる。そして、特徴領域画像の集合中の各特徴領域画像を対応する第二畳み込みニューラルネットワークに入力することで、その特徴領域画像の領域人顔特徴を生成することができる。第二畳み込みニューラルネットワークは、対応する特徴領域画像の領域人顔特徴を抽出するために用いられる。その後、特徴領域画像の集合中の各特徴領域画像の領域人顔特徴に基づいて、識別対象の人の顔画像の人顔特徴集合を生成することができる。つまり、第一畳み込みニューラルネットワークで生成された特徴領域画像の集合は、各第二畳み込みニューラルネットワークに対して情報共有が可能である。これにより、データ量が削減され、メモリ資源の利用量が低減
--	---

	されると同時に、生成効率が向上する。 生成結果の精度を高めるために、第一畳み込みニューラルネットワークには、人の顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを設けることもできる。このとき、電子設備は、識別対象の人の顔画像を空間変換ネットワークに入力し、識別対象の人の顔画像の特徴領域を決定することができる。このように、第一畳み込みニューラルネットワークは、入力された識別対象の人の顔画像に対して、空間変換ネットワークによって決定された特徴領域に基づいて、特徴層上の特徴領域にマッチングする画像を抽出し、識別対象の人の顔画像の特徴領域画像の集合を生成することができる。第一畳み込みニューラルネットワークにおける空間変換ネットワークの具体的な設置位置は本願では制限されない。空間変換ネットワークは、絶えず学習することにより、異なる人の顔画像の異なる特徴の特徴領域を決定することができる。 分析と結論 特許出願は、人の顔の特徴を生成する方法を保護することを求めており、人の顔画像の生成結果の精度を高めるために、第一畳み込みニューラルネットワークには、人の顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを設けることができるが、第一畳み込みニューラルネットワークにおける空間変換ネットワークの具体的な設置位置については、明細書には記載されていない。 当業者は、空間変換ネットワークは全体として、第一畳み込みニューラルネットワークの中の任意の位置に挿入して、畳み込みニューラルネットワークの入れ子構造を形成することができ、例えば、この空間変換ネットワークは第一畳み込みニューラルネットワークの第一層としても、第一畳み込みニューラルネットワークの中間層としてもよく、これらの位置は画像の特徴領域を識別する能力に影響を与えないことを知っている。訓練により、空間変換ネットワー
--	---

	クは異なる人の顔画像の異なる特徴が存在する特徴領域を決定することができる。これにより、空間変換ネットワークは、第一畳み込みニューラルネットワークに特徴的な領域の切り出しを指導することができるだけでなく、第一畳み込みニューラルネットワークの処理効果を高めるために、入力データに対して簡単な空間変換を行うことができる。これにより、特許出願で採用したモデルの階層が明確になり、各階層間の入力/出力とその間の関係が明確になり、ここで、畳み込みニューラルネットワークと空間変換ネットワークはいずれも公知のアルゴリズムであり、当業者は上記記載に基づいて相応のモデルアーキテクチャを構築することができる。そのため、特許出願が保護を求める解決案は、明細書に十分に開示されており、専利法第二十六条第三款の規定に符合している。 【例 2 1】 「生体情報に基づいてがんを予測する方法」 出願内容の概要 特許出願は生体情報に基づいてがんを予測する方法を提供し、訓練した悪性腫瘍増強スクリーニングモデルを通じて、血算、血液生化学指標及び人の顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力とし、悪性腫瘍罹患予測値を得ることで、悪性腫瘍予測の正確性を高める技術的問題を解決する。 出願の請求項 生体情報に基づいてがんを予測する方法であって、 スクリーニング対象者の血算検査結果、血液生化学結果を取得し、血算、血液生化学指標における検査指標、年齢および性別を識別すること、 スクリーニング対象者の正面の素顔の人の顔画像を取得し、人の顔画像の特徴を抽出すること、 悪性腫瘍増強スクリーニングモデルに基づいて、相応するスクリーニング対象者の悪性腫瘍の罹患予測値を予測すること、及び、
--	---

	ここで、前記悪性腫瘍増強スクリーニングモデルの訓練プロセスには、同一人物の血算、血液生化学および人の顔画像を含む大規模な人群サンプル集合を構築するステップと、血算、血液生化学および人の顔画像の特徴を用いて学習サンプルを作成するステップと、前記学習サンプルを用いて機械学習アルゴリズムモデルを訓練して、悪性腫瘍増強スクリーニングモデルを構築するステップが含まれること、 を含むことを特徴とする、生体情報に基づいてがんを予測する方法。 明細書の関連する段落 現在、腫瘍マーカーを用いて悪性腫瘍を識別する場合、腫瘍マーカーの指標値が閾値を上回っていても悪性腫瘍であると確定できるわけではなく、また閾値を下回っていても悪性腫瘍を否定することはできず、腫瘍マーカーに基づいてがんを予測することは正確性が高くない。本願は、血算、血液生化学検査指標および人の顔画像を用いて、複数種類の悪性腫瘍の識別精度を向上させるものである。本願は血液検査データを利用すると同時に、人の顔画像に反映されたスクリーニング対象者の健康状況を参考にし、悪性腫瘍の罹患確率をより正確に予測することができ、ここで、悪性腫瘍増強スクリーニングモデルの計算特徴の選択は血算データと血液生化学の一部またはすべての指標を利用することができる。 分析と結論 特許出願が解決しようとする技術的問題は、如何に悪性腫瘍の予測の正確性を高めるかであり、上記の技術的問題を解決するために、この解決案は訓練した悪性腫瘍増強スクリーニングモデルを用いて、血算、血液生化学検査指標および人の顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力とし、悪性腫瘍罹患の予測値を得ることを期待している。しかしながら、血算と血液生化学というこの2つの散見される生化学検査項目にはそれぞれ数十の検査指標が含まれている。しかし、明細書には具体的にどの指標が腫
--	--

	瘍の予測精度に関わる重要な指標であるのかが記載されておらず、或いはすべての指標を参照し、各指標に異なる重みを付与して予測しており、どの指標が悪性腫瘍の判断に使えるのかを、当業者は特定することができない。また、現在の科学研究に基づいて、顔皮膚癌など少数の腫瘍を除いて、人の顔の特徴と悪性腫瘍に罹患することとの間に関連があるかどうかはまだ確定しておらず、明細書においても「判断の根拠要素」と「判断の結果」との因果関係が記載または証明されていない。さらに、明細書には、当該解決案を用いて複数種の悪性腫瘍を識別する場合の識別精度が、腫瘍マーカーを用いた識別精度よりも高いこと、あるいは悪性腫瘍の罹患確率を無作為に判断した場合の精度を明らかに上回ることを証明する検証データが一切提供されていない。当業者は、本明細書に開示された内容のみに基づいて、本願の解決案が解決しようとする技術的問題を解決できるかを判断することができない。したがって、本特許出願が保護を求める技術案は、明細書で十分に開示されておらず、明細書は専利法第二十六条第三款の規定に符合しない。
第二部分第九章	第二部分第九章 7. ビットストリームを含む特許出願に関する審査規定 ストリーミング、通信システム、コンピュータシステムなどの応用分野では、様々な種類のデータがビットストリームとして生成、記憶、伝送などされるのが一般的である。本節では、専利法とその実施細則の規定に基づき、ビットストリームを含む特許出願の保護対象の審査および明細書と請求の範囲の作成について具体的に規定することを目的とする。 7. 1 保護対象の審査 7. 1. 1 専利法第二十五条第一款第(二)項に基づく審査 ある請求項の主題が単純なビットストリームにのみ関連している場合、その請求項は専利法第二十五

	条第一款第(二)項に規定される知的活動の規則と方法に属し、専利保護の対象にはならない。例えば、「構文要素A、構文要素B、……を含むことを特徴とする、ビットストリーム」などである。 ある請求項が、その主題名を除いて、それを限定するすべての内容が単純なビットストリームのみに関連している場合、その請求項は、専利法第二十五条第一款第(二)項に規定される知的活動の規則と方法に属し、専利保護の対象にはならない。例えば、「構文要素A、構文要素B、……を含むことを特徴とする、ビットストリームを生成する方法」などである。 7. 1. 2 専利法第二条第二款に基づく審査 デジタルビデオのエンコードデコード技術分野において、通常ビデオデータは、ビデオのエンコード方法によってビットストリームを生成し、ビットストリームはビデオデコード方法によってビデオデータを生成する。あるビットストリームを生成する特定のビデオエンコード方法が専利法第二条第二款に規定される技術案である場合、当該特定のビデオのエンコード方法で規定される、ビットストリームの記憶方法又は伝送方法、及び当該ビットストリームを記憶するコンピュータ可読記憶媒体は、記憶又は伝送資源の最適な配置などを実現することができるので、したがって、当該特定のビデオのエンコード方法で限定される記憶方法または伝送方法及びコンピュータ可読記憶媒体は専利法第二条第二款に規定される技術案に属し、専利保護の対象になる。 7. 2 明細書及び請求の範囲の作成 7. 2. 1 明細書の作成 特定のビデオのエンコード方法によって生成されたビットストリームを含む特許出願の明細書は、当業者が実現できることを基準として、その特定のビデオのエンコード方法を明確かつ完全に説明しなければならない。保護主題が、ビットストリームを記憶または伝送する方法およびビットストリームを記憶するコンピュータ可読記憶媒体に関する場合、明細
--	---

	書ではさらに請求項をサポートするための相応の説明をしなければならない。 7. 2. 2 請求の範囲の作成 特定のビデオのエンコード方法によって生成されたビットストリームを含む特許出願は、記憶方法、伝送方法、およびコンピュータ可読記憶媒体の請求項として作成することができる。この種の請求項は、通常、当該ビットストリームを生成する特定のビデオエンコード方法の請求項を基礎とし、当該特定のビデオエンコード方法の請求項を引用するか、または当該特定のビデオエンコード方法の全特徴を含む方式によって作成されるべきである。 【例1】 ビデオのエンコード技術に関する特許出願は、以下の方式で請求項を作成することができる。 1. ……フレーム分割ステップ、……エントロピーエンコードステップを含む、ことを特徴とする、ビデオのエンコード方法。 2. ……フレーム分割ユニット、……エントロピーエンコードユニットを含む、ことを特徴とする、ビデオのエンコード装置。 3. ……エントロピーデコードステップ、……フレーム出力ステップを含む、ことを特徴とする、ビデオのデコード方法。 4. ……エントロピーデコードユニット、……フレーム出力ユニットを含む、ことを特徴とする、ビデオのデコード装置。 5. 請求項1に記載のビデオエンコード方法を実行してビットストリームを生成し、および前記ビットストリームを記憶することを特徴とする、ビットストリームを記憶する方法。 6. 請求項1に記載のビデオエンコード方法を実行してビットストリームを生成し、および前記ビットストリームを伝送することを特徴とする、ビットストリームを伝送する方法。 7. コンピュータプログラム／命令がプロセッサ
--	---

	によって実行されたときに、請求項 1 に記載のビデオエンコード方法を実行して前記ビットストリームを生成することを特徴とする、コンピュータプログラム／命令およびビットストリームが記憶されたコンピュータ可読記憶媒体。
第二部分第十章 9. バイオテクノロジー分野における特許出願の審査 本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができる材料を意味する。 「動物」、「植物」という用語の定義は、本部分第一章第 4. 4 節の規定を適用する。ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。	第二部分第十章 9. バイオテクノロジー分野における特許出願の審査 本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができる材料を意味する。 「動物」、「植物」という用語の定義は、本部分第一章第 4. 4 節の規定を適用する。「植物」という用語は、光合成によって、水、二酸化炭素、無機塩などの無機物から炭水化物、タンパク質を合成して生存を維持し、通常は移動しない生物をいう。ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。
第二部分第十章 9. 1. 2. 3 動物及び植物の個体及びその構成部分 動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第 4. 4 節に述べた「動物」の定義に符合しないため、専利法第二十五条第一款第（四）項に規定した範疇に該当しない。 光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料（種子など）は、本部分第一章第 4. 4 節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法第二十五条第一款第（四）項の規定により、専利権を付与できない。 植物の細胞や組織、器官が前述の特性を備えてい	第二部分第十章 9. 1. 2. 3 動物及び植物の個体及びその構成部分 動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第 4. 4 節に述べた「動物」の定義に符合しないため、専利法第二十五条第一款第（四）項に規定した範疇に該当しない。 人々が自然界から発見した、技術的に処理されていない、天然に存在する野生植物は専利法第二十五条第一款第（一）項に規定される科学的発見に属し、専利権を付与することはできない。ただし、野生植物が人工的に選別育成または改良され、産業上利用価値がある場合、その植物自体は科学的発見の範疇に属しない。 光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの

なければ、「植物の品種」と認められないため、専利法第二十五条第一款第(四)に規定される範疇に該当しない。	無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料(種子など)は、本部分第一章第4.4節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法第二十五条第一款第(四)項の規定により、専利権を付与できない。本部分第一章第4.4節で定義されている「植物品種」に基づき、人工的に選別育成されたもの、または発見された野生植物に改良を加えて得られた植物のおよびその繁殖材料、の細胞や組織、器官がもしその集団において一貫した形態的特徴と生物学的特性、あるいは比較的安定した遺伝的形質、前述の特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められないため、専利法第二十五条第一款第(四)項に規定される範疇に該当しない。
第二部分第十章 9. 1. 2. 4 遺伝子組換動物及び植物 遺伝子組換動物又は植物とは、遺伝子工学における組換 DNA 技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体はなおも、本部分第一章第4.4節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当するため、専利法第二十五条第一款第(四)項の規定により、専利権を付与できない。	第二部分第十章 9. 1. 2. 4 遺伝子組換動物及び植物 遺伝子組換動物又は植物とは、遺伝子工学における組換 DNA 技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。もしそれ自体はなおも、本部分第一章第4.4節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当するため、専利法第二十五条第一款第(四)項の規定により、専利権を付与できない。
第三部分第一章 5. 2. 3. 2 優先権を享有する証明の提供 (3)の場合、出願人が国際段階において要求に符合した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応する証明書類を提出しなければならない。証明書類は、譲渡人が署名するか、或いは押印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けた副本でなければならない。	第三部分第一章 5. 2. 3. 2 優先権を享有する証明の提供 (3)の場合、出願人が国際段階において要求に符合した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応する証明書類を提出しなければならない。証明書類は、譲渡先の出願のすべての出願人が署名するか、或いは押印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けた副本でなければならない。
第三部分第一章 7. 3 その他の特殊費用	第三部分第一章 7. 3 その他の特殊費用

国際出願の国内段階手続において、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。 (1) 訳文補正費用は、訳文の誤りの補正請求の提出と同時に納付しなければならない。 (2) 単一性回復費用は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。 (3) ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列表は明細書の単独の一部とし、400ページ以上の場合は400ページとして計算する。	国際出願の国内段階手続において、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。 (1) 訳文補正費用は、訳文の誤りの補正請求の提出と同時に納付しなければならない。 (2) 単一性回復費用は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。 (3) ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列表は明細書の単独の一部とし、400ページ以上の場合は400ページとして計算する。
第四部分第一章 6.2 審査決定の構成 審査決定は以下の部分を含む。 (4) 経緯 発明又は実用新案出願或いは専利の拒絶査定不服審判又は無効審判請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 拒絶査定が取り消された拒絶査定不服審判決定については経緯の部分の簡略化又は省略できる。 	第四部分第一章 6.2 審査決定の構成 審査決定は通常以下の部分内容を含む。 (4) 経緯 発明又は実用新案出願或いは専利の拒絶査定不服審判又は無効審判請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 拒絶査定が取り消された拒絶査定不服審判決定については経緯の部分の簡略化又は省略できる。
第四部分第三章 2.1 一事不再理の原則 無効審判の決定がなされた専利権について、同一の理由及び証拠をもって再度無効審判が請求された場合、その請求は受理及び審理しない。	第四部分第三章 2.1 一事不再理の原則 無効審判の決定がなされた専利権について、同一同様あるいは実質的に同様の理由及び証拠をもって再度無効審判が請求された場合、その請求は受理及び審理しない。
第四部分第三章 3.2 無効審判請求人の資格 請求人が以下の状況のいずれかに該当する場合、その無効審判請求は受理しない。 (1)	第四部分第三章 3.2 無効審判請求人の資格 請求人が以下の状況のいずれかに該当する場合、その無効審判請求は受理しない。 (1)

(2) …… (3) …… (4) ……	(2) 無効審判請求の提出が請求人の真意の表示ではない場合。 (2) (3) …… (3) (4) …… (4) (5) ……
第四部分第三章 3. 3 無効審判請求の範囲および理由と証拠 …… (3) 復審・無効審判部が、ある専利権について無効審判請求審査決定を行った後に、再度同一の理由や証拠を以って無効審判請求を提出した場合は受理しないが、当該理由や証拠が時限などの理由で上記の決定で考慮されなかった場合、その限りではない。 ……	第四部分第三章 3. 3 無効審判請求の範囲および理由と証拠 …… (3) 復審・無効審判部が、ある専利権について無効審判請求審査決定を行った後に、再度同同様、あるいは実質的同様の理由や証拠を以って無効審判請求を提出した場合は受理しないが、当該理由や証拠が時限などの理由で上記の決定で考慮されなかった場合、その限りではない。 ……
第四部分第三章 4. 6 無効審判手続における専利書類の補正 ……	第四部分第三章 4. 6 無効審判手続における専利書類の補正 …… 4. 6. 4 補正文書の提出 専利権者は請求の範囲を補正した場合、全文の差替えページおよび補正対照表を提出しなければならない。 専利権者が同一の無効審判請求の審理手続において提出した複数の補正文書がいずれも本章の第4. 6. 3節の規定に符合する場合、最後に提出された補正文書を基準とし、その他の補正文書は審査の基礎としない。
第五部分第二章 1. 費用の納付期限 …… 出願追加費とは、出願書類の明細書（添付図面、配列表を含む）のページ数が30ページを超えているか若しくは請求項が10項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、ページ数又は項目数を以って算定される。 ……	第五部分第二章 1. 費用の納付期限 …… 出願追加費とは、出願書類の明細書（添付図面、配列表を含む）のページ数が30ページを超えているか若しくは請求項が10項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、ページ数又は項目数を以って算定される。所定の形式で提出されたコンピュータ可読形式の配列表については、ページ

	数を計算しない。
第五部分第二章 4. 2. 1. 1 当事者が返還を請求できる場合 (1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金 600 元を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が 650 元である場合、超過納付となった 50 元について返還請求を提出することができる。 (2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を 1 回提出すると、書誌的項目変更手数料 200 元を納付すべきであるが、当事者は 200 元を納付した後に、再度 200 元を納付した場合、2 回目に納付した 200 元について返還請求を提出することができる。 (3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は專利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に專利に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。 (4) 当事者が実体審査段階に進んだ專利出願に対して、1 回目の審査意見通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、專利出願の実体審査費用の 50% を返還請求できる。応答意見を提出した場合はその限りではない。 4. 2. 1. 2 專利局が自主的に費用を返還する場合 下記の状況のいずれかを確認した場合、專利局は自主的に費用を返還しなければならない。 (1) 專利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは專利出願の取下げ声明が許可された後、そして專利局で特許出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費。 (2) 專利権の終了後、或いは專利権の全部無効を	第五部分第二章 4. 2. 1. 1 当事者が返還を請求できる場合 (1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金 600 元を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が 650 元である場合、超過納付となった 50 元について返還請求を提出することができる。 (2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を 1 回提出すると、書誌的項目変更手数料 200 元を納付すべきであるが、当事者は 200 元を納付した後に、再度 200 元を納付した場合、2 回目に納付した 200 元について返還請求を提出することができる。 (3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は專利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に專利に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。 (4) 專利局が專利出願の実体審査段階移行通知書を発行する前に、專利出願がすでに取り下げられたと見なされ、分割出願が提出されなかったと見なされ、または專利出願を取り下げる声明が承認された場合、当事者は納付した実体審査費用の返還を請求することができる。 (4) (5) 当事者が実体審査段階に進んだ專利出願に対して、1 回目の審査意見通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、專利出願の実体審査費用の 50% を返還請求できる。応答意見を提出した場合はその限りではない。 (6) 当事者は、專利権の終了または專利権の全部無効決定公告後に納付した年金に対して返還請求を提出することができる。 (7) 権利回復請求承認手続きが開始された後、専

宣告する旨の決定の公告後に納付した年金 (3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用。 4. 2. 1. 3 費用を返還しない場合 	利局が権利回復しない決定を下した場合、当事者は納付した権利回復請求費用及び関連費用に対して返還請求を提出することができる。 4. 2. 1. 2 専利局が自主的に費用を返還する場合 下記の状況のいずれかを確認した場合、専利局は自主的に費用を返還しなければならない。 —(1) 専利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ声明が許可された後、そして専利局で専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費。 —(2) 専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金 —(3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用。 4. 2. 1. 3.2 費用を返還しない場合
第五部分第七章 8. 審査の順序 8. 1 一般原則 特許、実用新案と意匠権出願については、一般的に、出願書類が提出された順に初歩審査を開始すべきである。特許出願については、実体審査手続開始に関するその他の条件に符合していることを前提に、一般的に、実体審査請求書が提出され実体審査費用が納付された順に実体審査を開始すべきである。ただし、別途の規定がある場合、その限りではない。 必要な場合は、技術内容、出願人又は発明者と相互に関連する専利出願について、合併審査を行うことができる。 8. 2 優先審査 	第五部分第七章 8. 審査の順序 8. 1 一般原則 特許、実用新案と意匠権出願については、一般的に、出願書類が提出された順に初歩審査を開始すべきである。特許出願については、実体審査手続開始に関するその他の条件に符合していることを前提に、一般的に、実体審査請求書が提出され実体審査費用が納付された順に実体審査を開始すべきである。ただし、別途の規定がある場合、その限りではない。 出願人の申請に基づき、専利出願の優先審査、迅速審査または遅延審査を含む、必要に応じた審査を実施することができる。 必要な場合は、技術内容、出願人又は発明者と相互に関連する専利出願について、合併審査を行うこ

8. 3 遅延審査 8. 4 専利局の自発的審査開始	とができる。 8. 2 優先審査 8. 3 迅速審査 国家級知識産権保護センターあるいは迅速権利行使センターの予備審査に合格したあとに提出された専利出願について、迅速審査の関連規定に符合する場合、迅速審査を行うことができる。 8. 3 4 遅延審査 8. 4 5 専利局の自発的審査開始
第五部分第八章 1. 3. 2. 6 専利権期間補償 専利権期間補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期間満了日、現専利権の期間満了日が含まれる。 医薬品専利権の期間補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期間満了日、現専利権の期限満了日が含まれる。	第五部分第八章 1. 3. 2. 6 専利権期間補償 専利権期間補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期間満了了日、現専利権の期間満了了日が含まれる。 医薬品専利権の期間補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期間満了了日、現専利権の期間満了了日が含まれる。
第五部分第八章 1. 3. 2. 7 専利実施許諾契約登録の発効、変更および取消 専利実施許諾契約登録の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人、譲受人、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類（独占的、排他的、普通）、届出日が含まれる。 専利実施許諾契約登録の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項（許諾の種類、譲渡人、譲受人）及び変更前・後の内容が含まれる。 専利実施許諾契約登録の取消の公開対象項目に	第五部分第八章 1. 3. 2. 7 専利実施許諾契約登録の発効、変更および取消 専利実施許諾契約登録の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人許諾者、譲受人被許諾者、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類（独占的、排他的、普通）、届出日が含まれる。 専利実施許諾契約登録の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項（許諾の種類、譲渡人許諾者、譲受人被許諾者）及び変更前・後の内容が含まれる。 専利実施許諾契約登録の取消の公開対象項目に

は、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人、譲受人、許諾契約の登録解除日が含まれる。	は、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人許諾者、譲受人被許諾者、許諾契約の登録解除日が含まれる。
第五部分第九章 1. 2. 1 専利証書の構成 書誌的項目には、専利証書番号（連番）、発明創造の名称、専利番号（即ち出願番号）、専利出願日、発明者又は設計者の氏名及び専利権者の氏名又は名称、筆頭専利権者の住所、当該専利出願日時の発明者又は設計者の氏名及び当該専利出願日の出願人氏名又は名称などが含まれる。専利の書誌的項目が長く、1 ページに記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。	第五部分第九章 1. 2. 1 専利証書の構成 書誌的項目には、専利証書番号（連番）、発明創造の名称、専利番号（即ち出願番号）、専利出願日、発明者又は設計者の氏名及び専利権者の氏名又は名称、筆頭専利権者の住所、当該専利出願日時の発明者又は設計者の氏名及び当該専利出願日の出願人氏名又は名称などが含まれる。専利の書誌的項目が長く、1 ページに記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。 国際出願または分割出願について、専利証書に記載されている専利出願日時の発明者または設計者の名前、出願人の氏名または名称とは、国際出願が中国の国家段階に移行した時あるいは分割出願の提出日時の発明者または設計者の氏名、出願人の氏名または名称をいう。
第五部分第九章 2. 2. 1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延 以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則六十六条の規定に依拠して専利出願書類を補正した拒絶査定不服審判手続、専利法実施細則第百三条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第百四条の規定に依拠する保全措置、行政訴訟手続などその他合理的な状況。	第五部分第九章 2. 2. 1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延 以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則六十六条の規定に依拠して専利出願書類を補正した拒絶査定不服審判手続、専利法実施細則第百三条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第百四条の規定に依拠する保全措置、その他合理的な状況例えば復審請求人の陳述に基づく新たな理由または提出された新たな証拠により拒絶決定を取り消す復審手続、行政訴訟手続など。